

2015（平成27）年度第2回（通算第19回）理事会（臨時）

1. 日 時：2015（平成27）年7月12日（日）13時00分～16時30分

2. 場 所：専修大学神田校舎7号館（大学院棟）774教室（7階）

3. 出席者：（代表理事）坂元茂樹、（理事）浅田正彦、兼原敦子、酒井啓亘、佐野 寛、道垣内正人、中谷和弘、古谷修一、森川幸一、吉川元、（監事）吾郷眞一、（オブザーバー）森田章夫（研究企画委員会幹事）

4. 議事の内容

1) 報告事項

1 2014（平成26）年度公益目的支出計画実施報告書の提出に関する件

坂元代表理事より、2014（平成26）年度公益目的支出計画実施報告書に関し、2015（平成27）年度第1回評議員会（定時）において承認されたことを受け、同報告書を2015（平成27）年6月29日に内閣府に提出したことが報告された。

2 リンク集の学会 HP 掲載及び文献目録の作業に関する件

兼原研究振興委員長より、新しい「国際関係リンク集」を学会 HP にて5月から掲載を開始したこと、2014年を対象とする文献目録の作成作業が最終段階を迎えていること、作成作業の担当者らに対して謝金が支払われる予定であることが報告された。

3 第2回小田滋賞の授賞式に関する件

佐野国際関係法教育委員長より、2014（平成26）年度第2回小田滋賞の授賞式が、2015（平成27）年6月21日（日）15時30分より、アルカディア市ヶ谷7階白根の間において、評議員、理事及び選考委員の列席の下に開催されたことが報告された。

4 その他

中谷アウトリーチ委員長より、第2回市民講座について、学会 HP に案内を掲載予定であること、その他国連大学や日弁連等に広報の協力を依頼する予定であることが報告された。

森川研究大会運営委員長より、2017（平成29）年度以降の研究大会開催予定地について、検討を行っているとの経過報告がなされた。

2) 議決事項

第1号議案 国際法学会年次研究大会（第118年次）開催に関する件

（1）研究大会プログラムの確定・発送に関する件

酒井事務局長より研究大会プログラムの原案が提示され、森田研究企画委員長代理による企画内容に関する説明を踏まえ、必要な修正を行った上で、研究大会案内を確定した。

（2）研究大会の運営に関する件

森川研究大会運営委員長より、研究大会の運営に関し、参加登録案内や会場案内等について最終確認をし、適宜必要な修正を行った上で、これらの案内資料を確定した。

【議決事項】

なし

第2号議案 国際法外交雑誌第114巻の編集状況に関する件

古谷雑誌編集委員長より標記の件について報告がなされた。

【議決事項】

なし

第3号議案 文献目録の原案作成作業に関わるアルバイト代の支出方法に関する件

兼原研究振興委員長より、文献目録の原案作成作業に関わるアルバイト代（謝礼）の支出に関し、実作業時間に見合う謝礼を支払う必要性が提起された。新たなアルバイト代の支出方法として、兼原研究振興委員長より、作業員1名毎の上限ではなく、謝金総額を現行どおりとし、その枠内で各人の作業時間に応じて支出する方式が諮られた。2015年刊行分については、原案が了承された。以下の通り議決された。

【議決事項】

文献目録の原案作成者へのアルバイト代（謝礼）の支出方法を次のとおりとする。

=====

2015年公表分の目録作成作業より、原案作成者1名毎に上限額を設定するのではなく、謝礼総額の上限額を設定し、その枠内で、作業時間に応じて支出する方式に変更する。

第4号議案 第3回小田滋賞に関する件

佐野国際関係法教育委員長より、2015（平成27）年度第1回理事会（通常）において、再応募の取扱いについて代表理事と国際関係法教育委員長に一任された（右理事会、第6号議案（2））ことを受け、「最優秀賞」及び「優秀賞」受賞者については、再応募の資格なしとすることが提案され、それに伴う「小田滋賞規程」の改正と「第3回小田滋賞応募要項」の修正が承認された。併せて「第3回「小田滋賞」候補論文推薦書」の内容・書式について確認された。以下の通り議決された。

【議決事項1】

「小田滋賞規程」について、以下のとおり改正する。

=====

小田滋賞規程

2. 賞

（1）小田滋賞として、最優秀賞、優秀賞及び奨励賞を設ける。

（2）優秀賞は、優秀な論文に対して授与する。とくに優秀な論文に対しては最優秀賞を授与する。優秀賞は毎年2編以内とし、最優秀賞は1編とする。ただし、最優秀賞については該当なしとすることを妨げない。

（3）奨励賞は、将来の発展が期待でき、奨励に値する論文に対して授与する。奨励賞は、毎年

3編以内とする。

(4) 受賞論文に対し、賞状及び副賞として金一封を贈呈する。

3. 対象者

本賞の応募資格者は、日本国内の大学における、学部又は学部に相当すると認められる課程に在籍する学生（短期大学に在籍する学生及び高等専門学校に在籍する学生で高等学校卒業相当の資格を有するものを含む。）、大学院博士前期課程又は修士課程に在籍する学生、法科大学院に在籍する学生及び司法修習生とする。ただし、過去に最優秀賞または優秀賞を受賞した者は、応募することができない。

する。

附則

この規程の改正は、平成27年7月12日から施行する。

【議決事項2】

「第3回小田滋賞応募要項」を次のとおり修正する。

=====

小田滋賞 応募要項

1. 応募資格

日本国内の大学における、学部または学部に相当すると認められる課程に在籍する学生（短期大学に在籍する学生および高等専門学校に在籍する学生で高等学校卒業相当の資格を有するものを含む。）、大学院博士前期課程または修士課程に在籍する学生、法科大学院に在籍する学生および司法修習生で、指導教員またはそれに準じる教員の推薦を受けた者。国籍は問いませんが、応募時に休学中の者は除きます。なお、過去に最優秀賞または優秀賞を受賞された方は応募できません。

第5号議案 一般財団法人国際法学会評議員選任日程と評議員候補者の意見聴取に関する件

第6号議案 一般財団法人国際法学会理事選任日程と理事候補者の意見聴取に関する件

第5号議案及び第6号議案は、一般財団法人国際法学会理事会運営規程第10条2項に基づき、一括して付議された。

坂元代表理事より、6月21日の2015（平成27）年度第1回評議員会（定時）において、評議員及び理事の選任に係る意見聴取の実施について、2015年度年次研究大会期間中（9月18日（金）から20（日））に、候補として推薦する者を5名連記の方法にて、会員より意見を聴取する旨、代表理事に委嘱されたことが報告された。酒井事務局長より、「第2期評議員選任に係る意見聴取に関する実施細則」「第2期評議員選任に係る日程」「第2期評議員選任に係る意見聴取委員会委員の選任について」「第3期理事の選任に係る意見聴取に関する実施細則」「第3期理事選任に係る日程」「第3期理事選任に係る意見聴取委員会委員の選任について」の各原案について説明がなされた。以下の通り議決された。

【議決事項1】

評議員選任に関する意見表明手続に関する実施細則を以下のとおり決定する。

=====

第2期評議員の選任に係る意見聴取に関する実施細則

2015年7月12日 理事会決定

第1条 評議員の選任に関する規程第2条に定める会員の意見の聴取を実施するために評議員会の下に、意見聴取委員会（以下「委員会」という。）を置く。委員会は、理事会が指名する3名の委員によって構成し、委員会の事務局は一般財団法人国際法学会の事務局が兼任する。

第2条 前条に定める会員の意見聴取は、評議員改選の年度の前年に開催される年次研究大会の開催期間中の理事会が定める時と場所において実施する。

第3条 意見の聴取は、大会に参加した会員の5名以内の連記による意向表明によって行う。

2 委員会は、評議員有資格者の会員名簿を作成する。名簿に登載する者は、一般会員であって評議員就任時に68歳を超えないものとし、前年度までの会費を支払っていることを条件とする。

第4条 委員会は、年次研究大会終了後1箇月以内に会員の意見聴取の結果を集計し、代表理事に報告する。

第5条 代表理事は、意見聴取の結果を、評議員会の会長に報告する。

第6条 この実施細則の改廃は、理事会の決定によって行う。

附則 この実施細則は2015年7月12日より施行する。

【議決事項2】

第2期評議員選任に係る日程を以下のとおり決定する。

=====

第2期評議員選任に係る日程

2015年7月12日 理事会決定

意見聴取

2015年9月18日（金）～20日（日）までとし、各日の時間と場所は次のとおりとする。

日時：9月18日（金） 12時45分～13時30分 17時30分～18時30分

9月19日（土） 12時45分～14時15分

9月20日（日） 12時45分～14時15分

場所：名古屋国際会議場4階143会議室

結果集計

10月10日（土）13時より成城大学法学部会議室において意見聴取委員会の委員で行う。

第2期評議員選任のための臨時評議員会を2016年3月に開催する（日程は後日決定）。

（定款第14条5項 理事の異動があったときは2週間以内に登記

評議員の異動は定款第16条1項によって2016年6月定時評議員会終結の時）

新評議員による最初の評議員会は 2016 年 6 月定時評議員会の終結の時以降に開催する。

(評議員会会長と評議員会副会長の選定 (定款第 13 条 2 項))

【議決事項 3】

第 2 期評議員選任に係る意見聴取委員会委員を以下のとおり選任する。

=====

第 2 期評議員選任に係る意見聴取委員会委員の選任について

2015 年 7 月 12 日 理事会決定

第 10 回評議員会において「評議員の選任に関する規程」第 2 条に定める会員の意見聴取の実施方法について、意見聴取は研究大会時に実施する 5 名連記の会員の意向表明の方法によるということが決定され、その実施については代表理事に委嘱があった。第 19 回理事会において議決された「評議員選任に係る意見聴取に関する実施細則」第 1 条に基づき、2016 年度第 1 回定時評議員会終結の時(「定款」第 16 条 1 項)に任期が始まる評議員の選任に係る意見聴取委員会について、次の会員に委員を委嘱する。

委員長 佐藤文夫会員 (成城大学教授)

委員 西海真樹会員 (中央大学教授)

委員 徳川信治会員 (立命館大学教授)

【議決事項 4】

第 3 期理事の選任に係る意見聴取に関する実施細則を以下のとおり決定する。

=====

第 3 期理事の選任に係る意見聴取に関する実施細則

2015 年 7 月 12 日 理事会決定

第 1 条 理事の選任に関する規程第 3 条に定める会員の意見の聴取を実施するために評議員会の下に、意見聴取委員会(以下「委員会」という。)を置く。委員会は、理事会が指名する 3 名の委員によって構成し、委員会の事務局は一般財団法人国際法学会の事務局が兼任する。

第 2 条 前条に定める会員の意見聴取は、理事改選の年度の前年に開催される年次研究大会の開催期間中の理事会が定める時と場所において実施する。

第 3 条 意見の聴取は、大会に参加した会員の 5 名以内の連記による意向表明によって行う。

2 委員会は、理事有資格者の会員名簿を作成する。名簿に登載する者は、一般会員であって理事就任時に 68 歳を超えないものとし、前年度までの会費を支払っていることを条件とする。

第 4 条 委員会は、年次研究大会終了後 1 箇月以内に会員の意見聴取の結果を集計し、代表理事に報告する。

第 5 条 代表理事は、意見聴取の結果を、評議員会の会長に報告する。

第 6 条 この実施細則の改廃は、理事会の決定によって行う。

附則 この実施細則は 2015 年 7 月 12 日より施行する。

【議決事項 5】

第 3 期理事選任に係る日程を以下のとおり決定する。

=====

第 3 期理事選任に係る日程

2015 年 7 月 12 日 理事会決定

意見聴取

2015 年 9 月 18 日（金）～20 日（日）までとし、各日の時間と場所は次のとおりとする。

日時：9 月 18 日（金） 12 時 45 分～13 時 30 分 17 時 30 分～18 時 30 分

9 月 19 日（土） 12 時 45 分～14 時 15 分

9 月 20 日（日） 12 時 45 分～14 時 15 分

場所：名古屋国際会議場 4 階 143 会議室

結果集計

10 月 10 日（土）13 時より成城大学法学部会議室において意見聴取委員会の委員で行う。

第 3 期理事選任のための臨時評議員会を 2016 年 3 月に開催する（日程は後日決定）。

（定款第 28 条 4 項 理事の異動があったときは 2 週間以内に登記

理事の異動は定款第 31 条 1 項によって 2016 年 6 月定時評議員会終結の時）

新理事による最初の理事会は 2016 年 6 月定時評議員会の終結の時以降に開催する。

（代表理事及び業務執行理事の選定（定款第 28 条 2 項））

これ以降の日程で事務局、会計部、各委員会の委員長が選任された後、委員長による各委員会の委員選任手続が開始される。

次期の執行理事及び委員会委員長の選任作業は 2016 年 7 月以降の作業になり、研究大会準備と時期が重なる。したがって一般財団法人国際法学会が発足したときと同様に、新体制が実質上発足するのは年次研究大会終了後とし、それまでは前期の執行部が実質上事業を遂行し、形式上新執行部が業務を旧委員会に委任した形式をとる。

【議決事項 6】

第 3 期理事選任に係る意見聴取委員会委員の選任について以下のとおり決定する。

=====

第 3 期理事選任に係る意見聴取委員会委員の選任について

2015 年 7 月 12 日 理事会決定

第 10 回評議員会において「理事の選任に関する規程」第 3 条に定める会員の意見聴取の実施方

法について、意見聴取は研究大会時に実施する 5 名連記の会員の意向表明の方法によるということが決定され、その実施については代表理事に委嘱があった。第 19 回理事会において議決された「理事選任に係る意見聴取に関する実施細則」第 1 条に基づき、2016 年度第 1 回定時評議員会終結の時（「定款」第 31 条 1 項）に任期が始まる理事の選任に係る意見聴取委員会について、次の会員に委員を委嘱する。

委員長 佐藤文夫会員（成城大学教授）

委員 西海真樹会員（中央大学教授）

委員 徳川信治会員（立命館大学教授）

第 7 号議案 新入会員の承認に関する件

酒井事務局長より、新入会の申請が紹介され、以下の 3 名の新入会を承認することを議決した。

【議決事項】

新入会員 初川彬、吉良悟、湯浅剛

これにより、新入会員入会及び滞納除籍者削除後の会員数は 9 1 1 名（一般会員 7 7 2 名、名誉 4 0 名、院生 9 4 名、特別 3 名、終身 2 名）となった。

以上